平成２９年（フ）第６７号
愛知県稲沢市島町607番地
破産者　平林　孝雄
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第４８８１号
大阪府池田市旭丘１―10―７パインリーフ池田408号室、開始決定時大阪府池田市畑４丁目５番５－Ｃ号
破産者　桑垣友紀広
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４００号
大阪府羽曳野市野77―１　リーアルマンション305、開始決定時大阪府柏原市古町３－６－５　リヴァークラーク202
破産者　中尾　和弥
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５１６号
大阪市淀川区宮原５丁目６番６―206号
破産者　末松明日香
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３４号
大阪市淀川区宮原５丁目６番32―401号
破産者　ｓｈａｒｅ　ｔｈｅ　ｃｏｍｍｕｎｉｔｙこと　間所　謙治
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９８号
大阪府高槻市芝生町２丁目45番21―405号
破産者　高岡美陽子
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０７６号
大阪府交野市私部４丁目37―２　増田宗一方、開始決定時静岡県掛川市高瀬1609番地の１原川正直方、住民票上の住所大阪市旭区清水５丁目11番１―405号
破産者　松島　尚矢
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６７８号
大阪市生野区勝山北５丁目３番８号、開始決定時大阪市生野区生野東４丁目６番16号
破産者　西川　照男
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７０９号
大阪市生野区勝山北５丁目３番８号、開始決定時大阪市生野区生野東４丁目６番16号
破産者　西川　春枝
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８４２号
大阪市西区南堀江２丁目５－３　ＢＲＡＶＩ南堀江409、住民票上の住所大阪府枚方市上島町２番20―306号
破産者　稲垣　博司
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８６０号
大阪府豊中市豊南町西３―16―３、住民票上の住所大阪府豊中市豊南町西３丁目12番16号
破産者　小牧　信景
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９２１号
大阪府貝塚市澤157番地３（グレイスコートたちばな1005号）、前住所大阪府貝塚市畠中２丁目15番１―102号
破産者　西坂　嘉哲
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９５号
大阪府藤井寺市小山２丁目１番３号
破産者　河野　新二
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３３４号
大阪府羽曳野市野々上４丁目１番13―203号
破産者　遠藤　隆之
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３３６号
堺市東区白鷺町１丁25番22―502号
破産者　奥田　　努
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３４２号
堺市美原区今井404番地５　ウエストリバーハイツ103号
破産者　海老　澄代
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２６号
鳥取県鳥取市西品治662番地２
破産者　川島　智幸
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

第明治三十五種郵便物認可